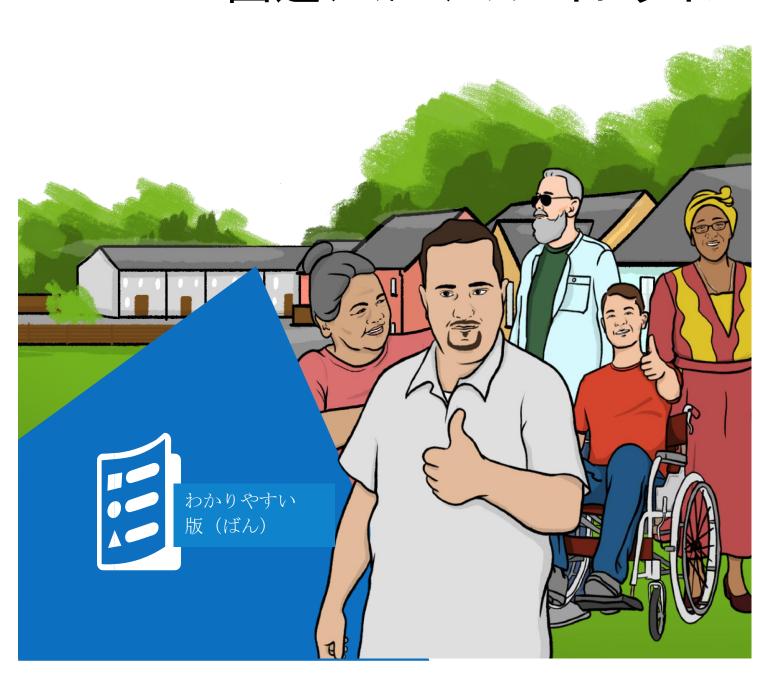
「Moving people out of institutions」)から和訳 2022年6月





施設(いせつ) から出る

国連(こくれん)のガイドライン



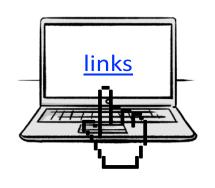
もくじ

はじめに	3
施設 (しせつ)	5
ガイドライン	7
ガイドラインを実施(じっし)する	10
ある人々(ひとびと)への差別 (さべつ)	16
さらに くわしくは	19



このわかりやすい版(ばん)では、むずか しい字(じ)は**太字(ふとじ**)です。そし てその意味(いみ)を説明(せつめい)し ています。

~~:>



<u>青(あお)で下線(したせん)がついている字(じ)</u>もあります。よりくわしく知(し)るためのリンクです。

はじめに









障害者権利委員会(しょうがいしゃけんりいいんかい)は**国連(こくれん)**の一部(いちぶ)です。私(わたし)たちは、各国政府(かっこくせいふ)が**障害者権利条約(しょうがいしゃけんりじょうやく)**に従(したが)っているかどうかを確認(かくにん)するために活動(かつどう)しています。

国連(こくれん)は、多(おお)くの国(くに)が協力(きょうりょく)しあっている組織(そしき)です。世界(せかい)をより安全(あんぜん)でより良(よ)い場所(ばしょ)にするために活動(かつどう)しています。

障害者権利条約は、障害のある人(しょうがいのあるひと)が他(た)の人(ひと)と同(おな)じ権利(けんり)を持(も)つようにするために、各国政府(かっこくせいふ)が何(なに)をすべきかについて定(さだ)めた約束(やくそく)です。

権利(けんり)とは、法律(ほうりつ)によってすべての人(ひと)が持(も)つべきものです。例(たと)えば、安全(あんぜん)である権利、教育(きょういく)を受(う)ける権利、尊重(そんちょう)される権利などです。



障害のある人(しょうがいのあるひと)は 自立生活(じりつせいかつ)し、地域社会 (ちいきしゃかい)に参加(さんか)する 権利(けんり)をもちます。



しかし実際(じっさい)には、世界中(せかいじゅう)のおおくの障害のある人(しょうがいのあるひと)が**施設(しせつ)**にいます。

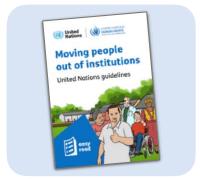
施設(しせつ)は、障害のある人(しょうがいのあるひと)があつまってくらし、 地域(ちいき)から離(はな)れていると ころです。



病院(びょういん)やグループホームなど、いろいろな施設(しせつ)があります。



障害のある人(しょうがいのあるひと) は、しばしば、そこでひどいことをされま す。



このわかりやすい版(ばん)は、施設(しせつ)について、また、施設(しせつ)から障害のある人(しょうがいのあるひと)がでるために政府(せいふ)が行(おこな)うことについて説明(せつめい)します。

施設(しせつ)



施設(しせつ)では、ほかの人(ひと)とおなじ権利(けんり)はありません。というのは:



自分(じぶん)が望(のぞ)む支援 (しえん)や介助者(かいじょしゃ) をえらべない



地域社会(ちいきしゃかい)に参加 (さんか)できない

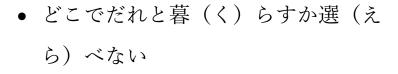


• 自分(じぶん)で決(き)められない



施設(しせつ)が決(き)めた活動 (かつどう)をしなければならない



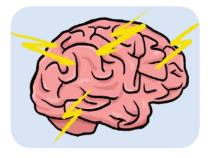




おなじ障害(しょうがい)のある多 (おお)くのひとと一緒(いっしょ)にくらす



- 同意(どうい)していない治療(ちりょう)をされる。たとえば
 - 心(こころ)や行動(こうどう)に影響(えいきょう)する薬(くすり)



o 電気(でんき)ショック



長い間(ながいあいだ)一人(ひ とり)ぼっちにされる

ガイドライン



政府(せいふ)にやめてもらいたいこと

● 人々(ひとびと)を施設(しせつ)に入(い)れること



新(あたら)しい施設(しせつ)を作(つく)ること



● 施設(しせつ)を改善(かいぜん)したり大(おお)きくするためにお金(かね)を使(つか)うこと



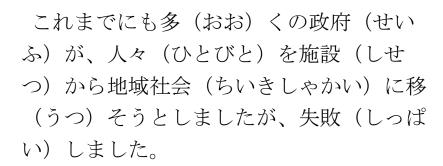
すべての施設(しせつ)は閉鎖(へいさ) するべきです。



施設(しせつ)に暮(く)らす人々(ひとびと)が地域社会(ちいきしゃかい)に出(で)ていけるよう支援(しえん)すべきです。







私(わたし) たちのガイドラインは、権利(けんり) をもったまま人々(ひとびと) を施設(しせつ) から退所(たいしょ) させる方法(ほうほう) を示(しめ) します。



ガイドラインは

1. 施設(しせつ)を支援(しえん)したり、作(つく)ったりする法律(ほうりつ)はすべてなくす



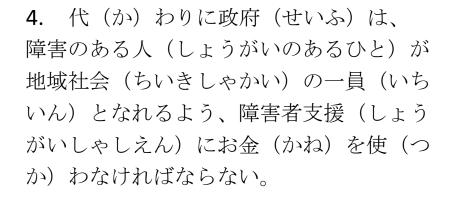
2. 自分(じぶん)で決(き)めることを妨(さまた)げる法律(ほうりつ)や規則(きそく)は撤廃(てっぱい)する

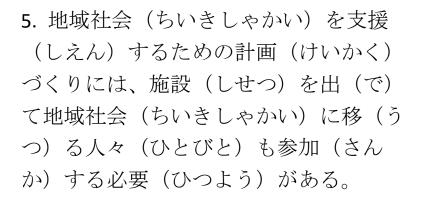


3. 政府(せいふ)は、これらの法律 (ほうりつ)や施設(しせつ)にお金(かね)を使(つか)うのを止(や)めなければならない

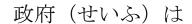












● ガイドラインにすぐに従(したが) うこと



- ガイドラインを実施(じっし)する ための新(あたら)しい法律(ほうり つ)、規則(きそく)、計画(けいか く)を作(つく)る
- ガイドラインを実施(じっし)するためにお金(かね)を使(つか)う



ガイドラインの実施(じっし)

政府(せいふ)がガイドラインに従(したが)えば、できること



● 施設(しせつ)を出(で)る



● 好(す) きなように生(い) きる



地域社会(ちいきしゃかい)に参加 (さんか)する

ガイドラインに従(したが)えば、政 府(せいふ)は次(つぎ)のことができ る。



● 障害のある人(しょうがいのある ひと)が自分自身(じぶんじしん)の 生活(せいかつ)をコントロールし、 決定(けってい)できるようにする













- 地域社会(ちいきしゃかい)で障害 のある人(しょうがいのあるひと)に多 (おお)くの支援(しえん)サービスを 提供(ていきょう)する
- 障害のある人(しょうがいのあるひと)が自分(じぶん)でケアや支援(しえん)を選択(せんたく)できるように支援(しえん)する
- 障害のある人(しょうがいのあるひと)が、自分(じぶん)らしく豊(ゆた)かに暮(く)らせるように支援(しえん)する
- 障害のある人(しょうがいのあるひと)のニーズに合(あ)った手(て)ごろな価格(かかく)の住宅(じゅうたく)を提供(ていきょう)する
- 障害のある人(しょうがいのあるひと)に関(かん)するあらゆる決定(けってい)に、障害者(しょうがいしゃ)とその団体(だんたい)を参加(さんか)させる
- ●障害のある人(しょうがいのあるひと)が望(のぞ)むなら、家族(かぞく)の支援(しえん)が受(う)けられるようにし、その資金(しきん)を家族(かぞく)に与(あた)える



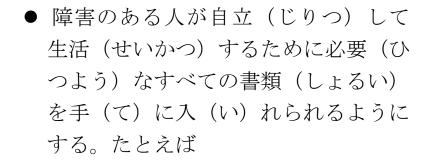


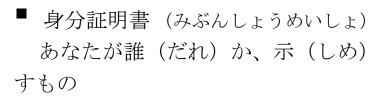


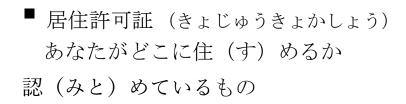


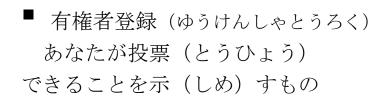
- 高齢(こうれい)の障害のある人 (しょうがいのあるひと)が自分(じぶん)の家(いえ)に住(す)み続(つ づ)けるための支援(しえん)を提供 (ていきょう)する
- 障害のある人(しょうがいのあるひと)一人(ひとり)ひとりに合(あ)った個人的(こじんてき)なサポートを提供(ていきょう)する。
- 日常的(にちじょうてき)なサービスが障害のある人(しょうがいのあるひと)にとって利用(りよう)しやすいようにする。たとえば
 - 医療(いりょう)
 - 仕事 (しごと)
 - 教育(きょういく)
 - 余暇活動(よかかつどう)

● 障害のある人の意思決定(いしけってい)を尊重(そんちょう)し、施設(しせつ)からの退所計画(たいしょけいかく)を支援(しえん)する









■ 雇用番号 (こようばんごう) 仕事 (しごと)をするために必要(ひつよう)

- 社会保障 (しゃかいほしょう) カード 政府(せいふ) からお金(かね) を もらうためのもの
- 障害者(しょうがいしゃ)カード 支援(しえん)の必要性(ひつよう せい)を説明(せつめい)するもの









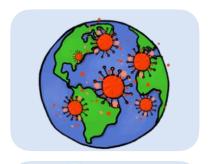
















■ パスポート外国(がいこく)に行(い)くときに必要(ひつよう)です

- 施設(しせつ)を退所(たいしょ) する障害のある人に、サービスに関(かん)する情報(じょうほう)をわかりや すく提供(ていきょう)する。
- 緊急事態(きんきゅうじたい)が発生(はっせい)した場合(ばあい)でも、施設(しせつ)の閉鎖(へいさ)を続(つづ)ける
 - パンデミック世界中(せかいじゅう)で病気(びょうき)が広(ひろ)がっている場合(ばあい)
 - 自然災害 (しぜんさいがい) 洪水 (こうずい)、ハリケーン、地震 (じしん)など、地球(ちきゅう)が 起(お)こす問題(もんだい)
 - 紛争(ふんそう)戦闘(せんとう) や戦争(せんそう)



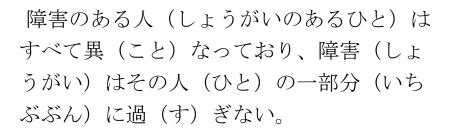




- 施設(しせつ)での生活中(せいかっちゅう)に被害(ひがい)を受(う)けた人(ひと)に、お金(かね)、支援(しえん)、サービスを提供(ていきょう)する。
- 障害のある人の施設退所(しせつたいしょ)をうまく支援(しえん)しているか情報(じょうほう)を収集(しゅうしゅう)する。
- 障害のある人の施設退所(しせつたいしょ)を支援(しえん)するために政府(せいふ)が行(おこな)っていることが、世界中(せかいじゅう)の人々(ひとびと)に、はっきりとわかるようにする。

特定(とくてい)のグループに対(たい)する不当(ふとう)な扱(あつか)い



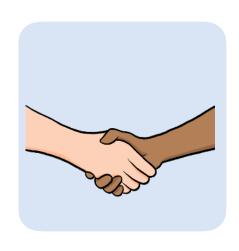




人種(じんしゅ)、性別(せいべつ)、年齢(ねんれい)、性的指向(せいてきしこう)など、障害のある人がより不当(ふとう)な扱(あつか)いを受(う)ける原因(げんいん)は他(ほか)にもあります。



政府(せいふ)は、施設(しせつ)が閉鎖(へいさ)され、人々(ひとびと)が施設(しせつ)を去(さ)る同時(どうじ)に、特定(とくてい)の障害のある人(しょうがいのあるひと)のグループがどのような影響(えいきょう)を受(う)けるかを考(かんが)えるべきです。



政府(せいふ)は次(つぎ)のことを確 実(かくじつ)に行(おこな)うべきで す。

- 一人(ひとり)ひとりが個人(こじん)として尊重(そんちょう)される
- 一人(ひとり)ひとりが公平(こうへい)に扱(あつか)われる



障害(しょうがい)のある女性(じ ょうせい)と少女(しょうじょ)



障害(しょうがい)のある女性(じょう せい)と少女(しょうじょ)は、次(つ ぎ)の可能性(かのうせい)が高(たか) いです



不当(ふとう)に扱(あつか)わ れる



暴力(ぼうりょく)を受(う)け る



虐待(ぎゃくたい)を受(う)け る



誰(だれ)かに傷(きず)つけられ たり、ひどい扱(あつか)いを受 (う) けたりすること



• 自分(じぶん)の意思決定(いし けってい)を止(と)められる。

政府(せいふ)は、施設(しせつ)が閉 鎖(へいさ)され、障害者(しょうがいし や)が施設(しせつ)から出(で)ていく のと同時(どうじ)に、これらのことにこ れらのことについて考(かんが)えるべき です。



障害(しょうがい)のある子 (こ) ども



すべての子(こ) どもは家族(かぞく)の中(なか)」で育(そだ)つ権利(けんり)があります



政府(せいふ)は、障害(しょうがい)の ある子(こ)どもが、施設(しせつ)では なく、家族(かぞく)のなかで成長(せい ちょう)できるようにすべきです。



施設(しせつ)で暮(く)らす子(こ) どもは、他(ほか)の子(こ)どもと(お な)じように家族(かぞく)のなか)で成 長(せいちょう)できるよう、施設(しせ つ)から出(だ)す必要(ひつよう)があ ります。

詳(くわ)しくは

<u>https://www.ohchr.org/en/treatybodies/crpd</u> こちらのサイトをご覧(らん) ください

easy-read-online.co.uk

このわかりやすい版(ばん)は、easy-read-online.co.uk によって作(つく)られました。

(翻訳(ほんやく):佐藤久夫(さとうひさお)、尾上裕亮(おのえゆうすけ), 岡本明(おかもとあきら)、宮澤明音(みわざわあかね) 2023年7月